

亀山市告示第 10 号

亀山市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 2 年 1 月 23 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市休日保育事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市休日保育事業実施要綱（平成 27 年亀山市告示第 210 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「許可する場合にあっては休日保育利用許可通知書」を「休日保育利用決定通知書」に改め、「、許可しない場合にあっては休日保育利用不可通知書（様式第 7 号）により」を削り、同条第 3 項中「許可を受けた者は、」を「規定による決定を受けた利用申込者は、許可された」に改める。

第 8 条中「様式第 8 号」を「様式第 7 号」に改める。

第 9 条第 2 項中「様式第 9 号」を「様式第 8 号」に改める。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 7 条関係）

休日保育利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申込みのありました休日保育の利用につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	生年月日	年齢	性別	在籍保育施設名称
	年 月 日	歳	男・女	

休日保育の利用の可否

利用希望月 (年 月)	希望日	利用の可否	振替日	備考 (利用不可の理由等)
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	
	日	可・不可	日	

注意事項

- ・ 休日保育の利用を辞退するときは、利用日の前日（その日が休日等及び土曜日に当たるときは、これらの日の前日）午後 4 時まで、休日保育の実施保育所に辞退の連絡をお願いします。

様式第 7 号を削り、様式第 8 号を様式第 7 号とし、様式第 9 号を
様式第 8 号とする。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。